

(別紙1)

「ぐんま緑の県民税」の今後のあり方(素案)に関する意見募集について

令和4年12月23日
環境森林部森林局森林保全課

このたび、以下のとおり「ぐんま緑の県民税」今後のあり方(素案)を作成致しました。
この原案について、広く県民の皆様からご意見を賜るべく、下記の要領で意見を募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、環境森林部森林局森林保全課において取りまとめの上、ご意見に対する考え方を付して公表するとともに、最終的な決定の参考とさせていただきます。

◇政策案の概要

1 趣旨および内容

本県では、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備することにより、広く県民が利益を受けることから、みんなで負担するという考えに基づき、平成26年度に「ぐんま緑の県民税」を導入しました。

令和6年3月でその課税期間が満了しますが、森林環境を適切に整備・保全していくため、また、山地災害の増加など森林を取り巻く課題に対応するため、引き続き「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」、「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」を目標とし、課税期間を延長したいと考えています。

- 「ぐんま緑の県民税」の課税期間を5年延長します。
- 趣旨、課税方式、超過税率の変更はありません。
- 「ぐんま緑の県民税」の用途については、現行の事業体系と規模を基本とします。

2 実施期日

令和4年12月28日～令和5年1月30日

3 資料入手方法

原案・資料等の全文は、下記の窓口で配布しています

- ・ 県庁環境森林部森林局森林保全課 (17階)
- ・ 県庁県民センター (2階)
- ・ 各行政県税事務所
- ・ 各環境森林事務所、各森林事務所

4 結果の公表予定日

令和5年2月頃

◇意見募集要領

1 募集期間

令和4年12月28日(水)～令和5年1月30日(月)
(必着。ただし郵送の場合は当日消印有効)

2 意見提出対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体も対象者とします。

3 提出方法

- ・郵便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法によりご提出ください。
- ・A4サイズであれば提出様式は自由ですが、原則として、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。
- ・匿名での意見提出は、お受けできません。
- ・電話での口頭による意見提出は、お受けできません。

4 留意事項

- ・ご記入いただいた氏名（法人名等）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、氏名の欄にその旨を記入してください。

5 提出先・問い合わせ先

群馬県環境森林部森林局森林保全課 緑化推進係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-3278 FAX 027-223-0463
電子メールアドレス gm-zei@pref.gunma.lg.jp